

重度心身障害者医療費助成制度について

【新たに助成対象項目が追加されました】

重度の心身障害者(児)が各医療保険で医療などを受けた場合は、その一部について市が助成します。
(対象者)

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給者で「重度心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの方

(助成額)

1 入院外の場合: 医療費/月 - 1,020円 = 助成額

2 入院の場合: 医療費/月 - 2,040円 = 助成額

1つの医療機関ごとに上記の負担金(入院外1,020円・入院2,040円)が必要です。

高額療養費・付加給付額などを除きます。

入院時食事療養費の標準負担額など該当しないものもあります。

(新たな助成対象項目)

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術料に係る療養(保険適用)費が新たに助成対象になりました。(平成20年4月1日の施術にかかる療養費から助成対象です。)

特別障害者手当等の支給認定について

1 特別障害者手当

特別障害者手当は、精神(知的)又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して手当を支給します。(認定審査基準があります。)

<以下に該当される方は該当しません>

(1)受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます)

(2)身体障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している方

(3)病院・診療所・老人保健施設等に3ヶ月を超えて入院(入所)している方

【手当額】月額26,440円(金額は変更があります)【支給月】2月・5月・8月・11月

2 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、精神(知的)又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)に対して手当を支給します。(認定審査基準があります。)

<以下に該当される方は該当しません>

(1)受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき

(2)肢体不自由児施設等に入所している方

(3)障害を支給事由とする年金給付を受けている方

【手当額】月額14,380円(金額は変更があります)【支給月】2月・5月・8月・11月

NHK放送受信料基準の拡大について

【平成20年10月1日から障害のある方への免除基準が変わります】

(全額免除)

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。

*従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。

*生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

(半額免除)

視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。

*視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。

重度の障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)が世帯主の場合に、半額免除となります。

*従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

(問い合わせ先)

NHK視聴者コールセンター ☎0120-151515 受付時間:9時~22時(土・日・祝日は20時)

問い合わせ先 健康福祉課(福祉事務所)総合福祉係 ☎22-3167